

袋井市ホームページにExcelの様式がございます。

袋井市 特別徴収 検索

記入例（転勤）

※注意：給与支払者の法人番号又は個人番号（個人事業主）及び従業員の個人番号を記入してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年度			
										1 現年度	2 新年度	3 両年度	
袋井市 市税徴収		令和 6 年 5 月 19 日提出		所在地 〒 袋井市 袋井 〇〇〇〇		特別徴収義務者 氏名又は名称 袋井課税株式会社		個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		特別徴収義務者 氏名 静岡太郎			
フリガナ アラヤ タロウ		氏名 新屋 太郎		生年月日 大 昭和 60 年 6 月 1 日		個人番号 5 6 5 6 6 7 8 9 1 2 3 4 5		交付者番号 袋井市 袋井 1-1-1		異動後の住所 掛川市□△×		異動後の住所 掛川市□△×	
特別徴収義務者 指定番号 2345678		法人番号 4 5 6 7 8 1 2 3 4 5 6 7 8		新しい勤務先へは、月割額 20,000 円を 10 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。		受給者番号 B123		納入書の返却 必要（ ） 不要（ ）					
1 特別徴収義務者の場合		2 一括徴収の場合（異動が令和7年1月1日以降の場合は、本人の申出に関係なく一括徴収することが義務づけられています。）		3 普通徴収の場合（一括徴収できない理由）※国外へ出国の方については、令和7年1月1日以前の異動でも一括徴収をお願いします。		理由 1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		理由 2 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の義務者の申出がないため		理由 3 1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3 死亡による退職であるため			
理由 1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		理由 2 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の義務者の申出がないため		理由 3 1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3 死亡による退職であるため		理由 1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		理由 2 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の義務者の申出がないため		理由 3 1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3 死亡による退職であるため			

●新勤務先で記入のうえ、提出してください。

●既に袋井市で特別徴収を行っている場合は、特別徴収義務者指定番号を記入してください。

●特別徴収担当者の部署・氏名・電話番号を記入してください。

●該当する番号を記入してください。

●特別徴収担当者の部署・氏名・電話番号を記入してください。

○異動届出書提出方法

旧勤務先



新勤務先



市役所